

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第10回）

平成29年12月5日

○山本座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

いつもですと、会議の開催に当たりまして、政務サイドから御挨拶をいただいております。今回は、あかま副大臣から、御挨拶をいただける予定でありますけれども、国会のため、到着がおくれております。したがって、副大臣がお越しになりましたら、その段階で、御挨拶をいただきたいと存じます。

それでは、会議の議事に入ります前に、事務局から、配付資料の確認と委員の出欠について、説明をお願いいたします。

○河内消費者政策課長 本懇談会の事務局を務めております、消費者庁消費者政策課長の河内でございます。よろしくお願いいたします。

本日、配付している資料につきましては、議事次第の下に、一覧を記載してございます。各資料の右肩には、資料番号を付しておりますので、不足等ございましたら、お申し付けいただきたいと思っております。

また、議事次第、配席図を配付しておりますので、御確認願います。

なお、浜田委員は、御都合により、本日、御欠席となっております。

以上でございます。

○山本座長 それでは、議事次第に沿って、進行させていただきますので、皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

議事次第の「3. 多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向について」に入らせていただきます。

関係省庁から、説明を受けまして、その後、討議の時間を設けたいと考えております。

全体として、1時間半を予定してございます。

各省庁からの御説明に対し、御質問をしたいと考えられる委員の方もいらっしゃると思いますが、議事次第の「4. 意見交換」において一括して、意見を述べていただくことと同時に、質問等もお出しいただくという形で、本日は、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

関係省庁からの報告であります（1）多重債務者相談窓口の整備強化について、金融庁から、資料1に基づきまして、御説明をお願いします。

○島村信用機構企画室長 それでは、資料1の「多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向」につきまして、御説明いたします。

なお、当資料につきましては、金融庁及び消費者庁からの資料を取りまとめたものでございます。

1 ページ目をご覧ください。こちらは、無担保無保証借入残高がある人数、貸金業利用者の1人当たりの残高金額の推移をお示ししております。

多重債務者につきましては、無担保無保証借入残高がある人数を指標といたしまして、フォローアップを行っております。この推移を見ますと、直近の平成29年度は、9月30日現在の数値ではございますけれども、9万人となっており、改正貸金業法成立以降は、減少傾向となっております。

また、貸金業利用者の1人当たりの残高金額につきましては、直近の平成29年度は52.8万円となっております、ここ数年は、横ばいではございますけれども、こちらも、改正貸金業法成立以降は、減少傾向となっております。

2 ページ目をご覧いただければと存じます。こちらは、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク）を通じまして、全国の消費生活センターから寄せられた相談件数の推移をお示ししております。

直近、平成29年度につきましては、11月30日までに、PIO-NETに登録されたものまでの数字ではございますが、1万3,065件となっております、平成20年度をピークに減少傾向となっております。

3 ページ目をご覧ください。こちらは、平成25年4月以降の月別の推移と相談事例をお示したものでございます。

月別の推移につきましては、平成29年度は、例年と同様の傾向となっております。
○中村銀行第一課長 4 ページ以下の資料は、銀行カードローンについて、私から御説明させていただきます。

銀行カードローン残高の推移のグラフでございますけれども、2016年度末で5兆6,037億円という形で、わかりやすく強調する形で、グラフをつくっておりますが、増加しております。

これまで銀行カードローンについて、どのような取り組みを行ってきたかということでもありますけれども、昨年11月以来、オフサイト・ヒアリングを中心に、全銀協、個別行とも議論を行いまして、幾つかの課題・問題点が発見されております。

例えば収入証明書に基づく客観的なチェック・牽制が働いていないですとか、保証会社の審査に依存し、かつ融資限度額管理が十分機能していない、すなわち、他行貸し付けを勘案せずに、融資限度額を判定している銀行もあるのではないかとか、顧客の属性の変化の把握とか、途上管理が不十分ではないのかということが、課題・問題点として、挙げられるのではないかといたしております。

これを受けまして、本年3月、全国銀行協会による申し合わせが行われておりまして、現在、この申し合わせに即した取り組みが、各行において、進められておりますし、後ほど御説明があると思っておりますけれども、全国銀行協会においても、この申し合わせ事項に関するフォローアップを継続していることといたしております。

また、本年9月から、立入検査実施による詳細な実態把握ですとか、カードローンホッ

トラインの開設により情報収集という取り組みを、新たに始めておるところでございます。

立入検査の実施に関しましては、下の3. に書いておりますけれども、検査を通じて、融資審査の厳格化など、業務運営の適正化にスピード感を持って、推進することを目的に取り組んでございます。また、検査実施中でございますが、着眼点といたしましては、融資審査体制の問題ですとか、保証会社の審査への依存の話、アフターフォロー、定期的に顧客の状況、変化を把握しているか、それから、広告宣伝の話ですとか、業績評価体系、こういったものを、主な着眼点として、現在、実施しているところでございます。

その下に、先月、出ました金融行政方針における銀行カードローンに関する我々の方針を、参考までに載せさせていただきました。

真ん中の2番目で、検査をやっていることとお話しております。

3番目ですけれども、この検査を通じて、把握した課題や改善策については、各行の具体的な取り組み状況を、継続的に確認していくことをうたっております。また、業界全体の水準の引き上げに向けた取り組みにつなげることも、掲げてございます。

一番下の段ですけれども、信用情報機関の情報のあり方なども、関係者との対話を行っていくという形で、1年間、この問題について、我々として、取り組んでいきたいと思っております。

その次のページは、金融レポートですけれども、重複することもございますので、この説明は、省略させていただきます。

○島村信用機構企画室長 8ページ目をご覧ください。こちらは、ギャンブル等依存症対策の動向について、お示ししてございます。

ギャンブル等依存症対策につきましては、IR推進法でございますが、この附帯決議等を踏まえまして、昨年末に閣僚会議が設置され、本年3月31日に、論点整理が取りまとめられているところでございます。前回の多重債務でも、御報告をさせていただきました。

また、論点整理を踏まえまして、各課題へ、政府として、具体的な対策や実施方法について、さらに検討するというので、8月29日に、ギャンブル等依存症対策の強化についてということで、関係閣僚会議で取りまとめたいただいたところでございます。この内容につきまして、御報告させていただきたく存じます。

8ページ目の太字のところでございますけれども、消費者教育の普及啓発につきましては、消費者庁が担当でございますけれども、ギャンブル等依存症につきましては、消費者向けの注意喚起や普及啓発用の資料の作成・公表、消費者の生活管理・家計運営に必要な力の涵養を図る消費者教育を推進することが、位置づけられてございます。

9ページ目でございます。多重債務等における相談体制の強化及び関係機関との連携強化でございます。

こちらといたしましては、当庁と消費者庁が担当でございますけれども、多重債務者相談窓口と、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関との連携体制の構築が、位置づけられたところでございます。

10ページ目でございます。こちらでは、多重債務相談員のギャンブル等依存症に関する理解、知識の向上のための国民生活センターにおける研修の実施、あとは、相談拠点間の具体的な連携方法や相談手法等を整理、対応までを策定させていただいているところでございます。

11ページでございます。こちらは、最初の○の消費生活相談員の相談体制の強化につきまして、先ほど御説明したものの再掲となります。

消費生活センター等の相談窓口機能の維持・強化につきましては、消費者庁に設置いたしました、地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方に関する検討会の御報告書を捉えまして、ギャンブル等依存症の相談対応を含め、必要な措置の検討を進めているとされております。

最後、12ページでございます。こちらは、日本貸金業協会及び銀行界における対策について、お示したところでございます。

日本貸金業協会における対策につきましては、現在、日本貸金業協会で行っていただいております「貸付自粛制度」を、ギャンブル等依存症対策に対応させていただきまして、平成30年度中をめどに、運用を開始することを目指しております。

銀行の個人向け融資における対策につきましても、日本貸金業協会の取り組み等を参考にさせていただいて、ギャンブル等依存症等を理由とする申告についても、貸付自粛の対象とする制度の検討を行っております。こちら、平成30年度を目途に「貸付自粛制度」の運用を開始することを目指しております。

以上で、簡潔ではございますが、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向の説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして（2）ヤミ金融事犯の検挙状況につきまして、警察庁から、資料2につきまして、御説明を願います。

○津田生活経済対策管理官 警察庁生活安全局生活経済対策管理官の津田でございます。よろしく願いいたします。

私からは、ヤミ金融事犯に対する取締まり状況等について、資料に沿って、御説明申し上げます。

1の検挙状況の推移、3の携帯電話対策の状況及び4の口座凍結の状況につきましては、前回の懇談会の資料と同様ですので、説明を省略させていただきます。

それでは、2の主な検挙事例として、本年中に全国警察で検挙したヤミ金融事犯のうち、主な事例について、紹介させていただきます。

1つ目、ファクタリングを装ったヤミ金融業者による貸金業法違反及び出資法違反等事件についてでございます。

この事例については、前回も説明いたしました。ファクタリングという企業が保有する売掛債権を買い取るにより、資金を提供するサービスを装い、実際は、超高金利の

ヤミ金融を営んでいたという仮装型の事件であります。この事例では、最終的に、無登録貸金業者が5法人22人を検挙するに至り、全体の被害規模として、被害者となる中小企業約660社、被疑者らが受領した元利金約14億6,000万円を計上しております。また、栃木県警においても、同様の手口のヤミ金融事件を検挙しております。

2つ目でございますが、090金融に係る貸金業法違反、出資法違反等事件及びレンタル携帯電話事業者による携帯電話不正利用防止法違反事件についてでございます。

この事例は、無登録で貸金業を営む傍ら、口座の転売をなりわいとしていた男らが、約4年8か月の間に、多重債務者の名簿をもとに、ダイレクトメールを送りつけるなどの方法で、顧客を勧誘し、全国の顧客約270人に対して、法定金利の約12.8倍から約121.9倍で、金銭を貸し付け、元利金約5億3,000万円を受領していた事件でございます。本年6月までに、6人を貸金業法違反等で検挙したところです。さらに7月には、同人らに対し、本人確認を行わずにSIMカードを交付した、レンタル携帯電話事業者の男を、携帯電話不正利用防止法違反で検挙しております。

3つ目でございますが、宗教法人による寄附金等を仮装した出資法違反事件でございます。

この事例でございますが、佐賀県に拠点を置く、活動実態のない宗教法人の代表役員らが、宗教活動を隠れみのに、他のヤミ金業者等から紹介を受けた顧客に対し、賛助会員への資金援助の名目で、金銭を貸し付け、寄附金等を仮装して、利息を受け取る方法により、約5年7か月の間に、42都道府県の中小企業約380社から、元利金約16億円を受領した事件でございます。本年11月に、4人を出資法違反で検挙し、現在も捜査を推進中でございます。

資料には掲載しておりませんが、最近では、いわゆるフリマアプリで、現金を額面以上で販売し、法定限度額を超える利息を受け取る手口のヤミ金融事件を、京都、千葉、秋田において、出資法違反で検挙し、現在も捜査を継続しているところでございます。

警察では、このような貸金業の規制を免れようとする新たな形態の行為についても、実質的に、業としての金銭の貸し付けに該当すると判断されるものに対しては、厳正に対処しているところであります。

説明は以上でございますが、近年、ヤミ金融事犯については、一定の鎮静化が図られたと言えますが、まだまだ根絶には至っておらず、新たな手口が次々にあらわれるなど、ますます巧妙化し、違法行為を行うヤミ金融業者は、後を絶ちません。

我々警察といたしましても、このような状況を踏まえ、今後とも各関係機関等と連携し、取締まり及び犯行助長サービス対策を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ここで、あかま副大臣が御到着されましたので、御挨拶をいただきたいと思っております。

あかま副大臣、よろしく申し上げます。

○あかま副大臣 ただいま御紹介を賜りました、消費者及び食品安全を担当いたします、内閣府の副大臣のあかまでございます。

きょうは、遅くなりまして、すみません。衆議院本会議が開催をされておりました関係上、遅くなったことを、冒頭におわびを申し上げます。

構成員の皆様方には、お忙しい中、御出席を賜り、大変ありがとうございます。

既に関係省庁からの説明に入っておるようでございますけれども、多重債務問題をめぐっては、貸し手対策として、総量規制と上限金利引き下げを内容とする貸金業法の改正が施行され、また、多重債務問題改正プログラムが策定されております。

これらに基づいて、関係府省が連携をして取り組むよう進めており、その結果、多重債務に係る消費生活相談の件数も、ピーク時の3割程度まで減少するなど、着実な進捗がはかられております。

そうとはいえ、5件以上の無担保無保証借り入れの残高がある方は、多数おり、関係機関において、継続的な取組が必要であると思っております。引き続き、関係府省庁との連携を踏まえながら、この問題にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

きょうの懇談会では、事務局から、多重債務問題の対応状況のほか、もろもろ紹介もありますけれども、出席の皆様からも、話題提供をしていただければと思っておりますし、忌憚のない意見交換をお願いできればと思っております。

ぜひとも、今後とも、多重債務問題の解決に向け、御理解、御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

なお、あかま副大臣は、他の公務のため、ここで御退席になります。また、消費者庁の福岡審議官も、国会対応のため、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、議事を進行してまいります。

(3)生活困窮者自立支援制度(家計相談支援事業)の見直しに関する検討状況につきまして、厚生労働省から、資料3につきまして、御説明をお願いいたします。

○本後生活困窮者自立支援室長 それでは、資料3に基づきまして、御説明いたします。

厚生労働省の生活困窮者自立支援室長でございます。

1 ページ目、生活困窮者自立支援制度の全体の見直しの状況でございます。

本年5月から、社会保障審議会におきまして、検討を進めております。本年中に結論を取りまとめる予定になっております。来週11日に報告書の議論をする予定でございます。

2 ページ目は、家計相談支援事業の概要ですが、これも見直しの議論の中で、方向性について、議論をいただいております。

4 ページ目以降、議論のときに、参考にしながら用いている資料でございます。先ほどございました、多重債務の資料です。

5 ページ目、相談に来ている方の家庭の状況は、どんな状況であるかという資料です。

6 ページ目は、家庭相談支援事業で、経済的困窮の改善に関する効果ということです。

7 ページ目は、その効果の2つ目ですけれども、直接的な家計改善だけではなくて、自治体の中の税、あるいは国保料、そういったものの対応にも、効果を上げているものです。

8 ページ目、家計相談支援事業につきまして、単なる相談事業と比べて、例えば③のところですが、家計表を用いて、必要なアドバイスをする、あるいは⑤キャッシュフロー表を作成して、数年先までの家計の予算の推移を把握する、こういったところについては、通常の相談と比べて、家計の相談支援がかなり高い割合で実施しています。そのあたりに、専門性が見て取れることを、資料としてお出しをしております。

一方で、9 ページ目でありますけれども、家計相談支援事業を実施しない理由ということで、7割の自治体においては、ニーズがあるとしながらも、事業化ができない、あるいはしないとされております。

家計相談支援を実施している自治体は、今、全体で4割になっておりますので、これをどうやって全国で実施していくかということが、課題になっております。

10 ページ目は、制度を取り巻く状況といたしまして、年金担保貸付事業ですが、これが従来から、政府の方針といたしまして、廃止になっております。まだ、廃止の時期等は、決定しておりませんが、これを踏まえて、検討していることでございます。

11 ページ目から13 ページ目までは、その参考資料でございます。

14 ページ目は、制度全体に関する見直しの論点を、前回の社会保障審議会の部会で、整理をしているものでございます。

家計相談支援事業の強化ということで、先ほど申し上げましたとおり、全国的に実施する必要性とそのための方策をどう考えるか、それから、自立相談支援事業と任意事業である家計相談支援事業等をあわせて実施する場合に、効果的・効率的な支援とするには、どういう工夫ができるか、そういったことを中心に、御議論をいただいております。

審議会での動向を取りまとめられ次第、政府として、見直しの方向を固めまして、来年に関係の法律の提出を目指していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、これから、議事次第「4. 意見交換」に入らせていただきます。

本日、御出席の岩本構成員、小沢構成員、竹島構成員、新里構成員、山下構成員、行岡構成員から、それぞれ資料を御提供いただいておりますので、順次、御紹介いただきたいと存じます。

また、資料の説明の中で、これまでの各省庁のお取り組み、御説明等について、質問等がありましたら、あわせて御発言いただければと思います。

岩本構成員から、よろしく願いいたします。

○岩本構成員 よろしく願いいたします。

全国銀行協会の岩本でございます。

配付いただいている資料、「銀行カードローンに関する全銀協の取組みについて」に沿って、前回、6月の懇談会では、3月に全銀協で申し合わせを行ったこと、あるいは5月に会員アンケートを実施したことなどを、御報告させていただいておりますが、本日は、前回の懇談会以降の当協会における取組みについて、資料に沿って、御報告をさせていただきます。

1 ページのところ、本日、御報告する内容、目次になりますが、大きく3点に分けて、御説明をさせていただきます。

「1.」にありますとおり、前回の懇談会以降の主な取組みとして(1)～(6)までを、それぞれ簡単に御説明をいたします。

このうち(2)会員向けアンケートは、第2回目を実施いたしました。この結果につきましては、「2.」で、改めて詳しく御報告をいたします。

そして、「3. 今後の全銀協の取組み等」という流れであります。

資料の最後には、アペンディックスとして、申し合わせ以降の当協会の主な取組みを、時系列的にまとめた資料、並びに一番最後には、3月の私どもの申し合わせを、改めて載せてございますので、適宜ご覧いただければと思います。

3 ページから、前回、6月以降の取組みについて、順次御説明いたします。

3 ページをご覧ください。最初は、銀行カードローンの残高の集計公表であります。

当協会が月次で公表しております、全国銀行預金・貸出金速報という統計数字があるわけでございますけれども、去る10月から、この中で、カードローンの残高の前々月の確報値を集計いたしまして、業態別の係数も含めて、当協会のウェブサイトで公表するといった取組みを開始いたしました。

この取組みは、日本貸金業協会の貸出残高の統計や、司法統計の自己破産件数の公表、こういった統計が月次ベースである一方、従来、銀行カードローン市場に関する統計データは、日本銀行の統計が四半期ごとでありましたので、我々業界全体としても、残高の推移をしっかりと月次で把握していこうという意図で、集計・公表を始めたものであります。

まだ取組みを始めて日が浅いものですから、古いデータまでさかのぼってということは難しいのですが、現在、把握しております数字を資料に掲載してございます。

対象は、既に実施しております当協会の預貸金速報において、集計の対象としております会員116行が対象であります。集計した計数は、日銀統計の国内銀行ベースとは、若干の差異がございます。私どもの預貸金速報に対しまして、日銀統計は、ネット系銀行が含まれておりますので、そうした点で若干の差異がございます。

直近の9月末の残高ですが、表の右下のところ、業態全体である全国銀行合計の残高は4兆4,178億円、8月末との比較で、1カ月間で1.0%の増加、4月から9月末にかけての残高の増加は、2.4%の増加となっております。

4 ページになります。ここは、会員向けのアンケートの第2回目を実施したということ

であります。5月に実施をいたしました、第1回目の会員向けアンケート以降の会員行における取り組み状況をフォローするため、正会員、準会員を合わせて189行ありますが、ここを対象に、第2回目のアンケートを10月に実施いたしました。

アンケートの調査結果につきましては、9ページ以降で、改めて御説明をさせていただきますが、先にこのアンケートの概要だけ記載しています。

今回のアンケートでは、第1回目のアンケートでも確認をいたしました、貸付審査や途上管理に係る項目は、質問項目を拡充させるとともに、新たな指摘や論点、例えば業績評価に関する項目などを追加して、実施をいたしました。主な質問項目は、その表に記載のとおりであります。

アンケート調査の結果に関しましては、第1回目と同様に、アンケート結果のエッセンスを11月16日に、当協会のウェブサイトにおいて、既に公表しております。また、会員の取り組みの参考となるよう、事例を含めまして、会員に還元して、この情報は共有しているところであります。

会員においては、調査結果等を踏まえながら、カードローン業務の適正な運営に向けた取り組みを継続していると考えております。

5ページであります。3つ目の施策といたしまして、カードローン専用相談窓口の設置についてであります。

多重債務の抑制の観点から、カードローンに関する相談、苦情等を受付専用の相談窓口を、10月19日に当協会の相談室に設置をいたしました。全銀協では、従来から、お客様の相談窓口といたしまして、全銀協相談室を開設し、広く銀行取引全般についての相談、苦情を承っておりますが、今回は、新たにカードローン専用の窓口ということで、専用の相談窓口におきましては、当協会の消費生活相談員などの資格を保有する相談員や、専門のカウンセラーが、カードローンの返済にお困りの方を対象に、返済方法のアドバイスなどを行い、対応をさせていただいているところであります。

図表3のところに、受付件数があります。開設してから1カ月であります、11月24日までに、この専用窓口へ寄せられた相談等が14件ございました。相談は、主にカードローンによる借入の返済が困難になったといった内容が寄せられておまして、当協会の相談室におきましては、必要に応じて、カウンセリングを実施しておりますほか、お客様の状況等を勘案して、場合によっては法テラス、あるいは弁護士会を紹介するといったことを行っております。

主な事例は、一番下を書いてあるとおりであります。返済が困難になったという御相談のほかに、借入を繰り返してしまう者の借入を自粛させたいといった相談、借入した者が亡くなった際の債務の確認など、さまざまな相談が寄せられております。

資料の6ページであります。カードローン消費者意識調査の実施であります。

現在、一般消費者を対象にした、銀行カードローンの利用実態等に関する意識調査も実施中であります。今回の意識調査におきましては、銀行カードローンに対するお客様の意

識、あるいは銀行カードローンがどのように利用されているかなどを把握し、理解し、会員各行のカードローン業務の運営に関する示唆を得るとともに、さらなる見直しの取り組みに活用するために、行っているものであります。

調査の概要は、表に書いてあるとおりであります。例えば利用状況に関する項目といたしまして、利用経験の有無や利用期間、借入残高の年収に対する比率、利用しようとした動機などを確認することにしております。

また、そのほかの項目といたしまして、銀行カードローン業務を運営する銀行に対して、求めるものは何なのかということ、合わせて確認をすることにしております。現在、調査を実施中でありまして、年明けの1月を目途に、結果を取りまとめる作業を進めているところであります。

調査結果に関しては、対外的にも公表する予定としてございます。

資料の7ページをご覧ください。取り組みの5番目として、金融経済教育に関する取り組みを記載しております。

当協会におきましては、金融経済教育に関する取り組みも行っておりまして、現在は、学生向けの教材を見直し、将来的に銀行カードローンの利用が想定される若年層に対しまして、借入やローンに関する啓発活動を強化しているところであります。

具体的には、図表の5に掲げておりますとおりであります。まず中学生向けとしましては、学校の授業で利用可能な教育教材の内容を、今月、全面的に改定する予定でありまして、授業プログラムを見直し、ローンに関し、具体的な利用場面を想定したディスカッションを通じて、注意点や適切な利用方法を学ぶ構成に変更いたします。

次の高校生向けに関しましては、アクティブラーニング型教材といたしまして、ローン編を来年の3月に新たに作成する予定にしております。貯蓄と借入、生活設計における借入等における講義パートと、ローンの使い方についての問題点、ローンの必要性、計画性、選択条件について、考えながら学ぶことができるという、アクティブラーニングのパートで構成する形を考えております。

最後は、大学生、社会人向けに関しましては、当協会の講師派遣の取り組みで実施しております、どこでも出張講座がありますが、この中で、カードローンには、利用に当たっての注意点に関するコンテンツを追加し、講義において、活用を開始しているところであります。

8ページをご覧ください。ここでは、消費者信用関係の団体共同キャンペーンを御紹介しております。

当協会におきましては、毎年11月に、消費者に対して、クレジットカードや消費者ローンを正しく利用していただくための啓発広報活動として、消費者信用関係団体共同キャンペーンを実施しておりまして、この取り組みは、当協会のほか、日本クレジット協会、日本クレジットカード協会、日本貸金業協会と4団体で、共同で実施しているものであります。

今年度の当協会の取り組みは、図表6のとおりであります。東京を走る電車の中でのステッカー広告でありますとか、あるいは全国の銀行のATMコーナーやローン相談窓口での啓発ができる、デジタルサイネージで表示することができるといったポスターをつくるといった活動をしております。

ポスターに関しましては、消費生活センターのほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合にも、同じ図柄のポスターを提供し、掲出いただくよう、お願いしているところであります。

以上、6月以降の全銀協のカードローンに関する取り組みであります。

今、御紹介した6つの施策のうち、第2回目のアンケートの結果につきまして、10ページ以降で、簡単に御説明をさせていただきます。

第2回目のアンケートは、去る10月に、当協会の正会員、準会員の189行を対象に実施しておりますが、回答に関しましては、このうち、カードローン業務を行っていない会員もありますので、実際にカードローン業務を行っている会員123行になりますが、これらカードローン業務を行っている会員全てから、回答を得ているものであります。

11ページをご覧ください。アンケート結果のうち、広告や宣伝に関する設問に対する回答を御説明いたします。

この項目につきましては、去る6月の懇談会におきましても、申し合わせ前と申し合わせ後の状況について、御報告をいたしました。第2回目のアンケートの結果を追加して、前回の懇談会における報告のアップデートになります。

11ページは、総量規制対象外であると表示した広告に関する状況であります。一番左の円グラフにありますとおり、申し合わせの前は、そういった表示を行っていた会員が1割ほどあったのですが、一番右の円グラフのとおり、今回のアンケート時点におきましては、全ての会員が表示を取りやめたという報告であります。

次に、12ページをご覧ください。広告におきまして、年収証明書が不要とうたった広告に関する状況になります。

一番左の円グラフのとおり、申し合わせの前は、そうした表示を行っていた会員が相当程度ありましたが、一番右の円グラフのとおり、今回のアンケートでは、1行だけ、まだ検討中とありますが、それを除くすべての会員が表示を取りやめたという回答でありました。

見直しをまだ検討しているという残りの1行で、リーフレット等の一部に表示が残っているという状況であります。年内にリーフレット類は、改訂を予定していると聞いております。

13ページも広告関係ですが、下限金利を過度に強調した、一番低い金利だけ、大きな文字等で表示しているといった広告の状況であります。

申し合わせの前は、一番左の円グラフのとおり、約半数の会員が、そうした表示を行っていたところですが、今回のアンケートでは、一番右の円グラフのとおり、全ての

会員が表示を取りやめたという結果であります。

14ページは、広告において、審査の早さを過度に強調した広告はどうなったかという点であります。

こうした広告に関しましては、申し合わせ前は、一番左の円グラフで、半数近くの会員がそういった表示をしていたということですが、今回のアンケートでは、一番右側の円グラフどおり、ほぼ全ての会員が表示を取りやめたという結果になっております。

一番直近のところで、見直し等を検討中という回答があった会員におきましても、いずれも印刷物の一部に表記が残っているということですが、数カ月内に見直して、こういった表示はなくす予定と聞いております。

以上、広告・宣伝につきましては、会員における見直しが相当進んでいることを、確認できたと考えておりますが、例えばアフィリエイト広告において、こうした表示がまだ残っていないか、確認が漏れていないかといった点を含めまして、引き続き、当協会として、フォローが必要ではないかと考えております。

15ページ以降は、審査体制に関する設問の回答状況であります。20ページ、21ページは、前回の懇談会でも、御報告をした項目、16ページから19ページは、追加した項目になります。

15ページは、借入審査における年収証明書の取得基準に関する設問であります。左側の円グラフになりますけれども、5月の段階では、取得する基準を引き下げたという会員は、十数行程度でありましたが、今回のアンケート時点においては、約8割の銀行が、年収証明書の取得基準を引き下げたという回答になっております。

右側の箱であります極度設定における年収債務比率の算出方法につきましても、申し合わせ直後の段階では、会員の半数以上がまだ検討中といった回答でありましたけれども、右側の円グラフのとおり、今回のアンケート時点におきましては、約4割が厳格化したという回答でありました。2つの項目に関しては、引き続き、見直し等の検討をしているという会員もまだいますことから、会員のさらなる取り組み等をフォローしてまいりたいと思います。

なお、変更はしていないという回答の中には、例えば従来から、貸金業法に照らして、年収証明の取得や極度設定を行っているのも、変更する必要は、そもそもないという判断をしているものも含んでおりますので、補足をさせていただきます。

16ページをご覧ください。銀行における貸付審査に関する設問でありまして、自行で保有する顧客情報を活用した審査を行っているかという質問であります。

申し合わせの前は、自行の情報を活用した審査を行っていない会員も、1割程度いたわけですが、今回のアンケート時点においては、9割以上の会員が実施しているという回答になりました。また、残りの会員も、現在、実施に向けて検討中という回答となっておりますが、そうした会員においても、年内、あるいはこれから実施を予定しているという回答となっております。

17ページは、保証会社に依存しないかたちの銀行による審査に関する設問であります。

申し合わせの前は、一番左の円グラフで、6割の会員が、保証会社に依存しないかたちでの審査を行っているという状況でありましたが、今回のアンケート時点においては、これが7割以上となっております。残りの会員も、実施に向けて検討を行っており、全ての会員の実施、もしくは検討中といった状況であります。

下に具体的な取り組み事例を記載していますが、例えば2つ目の■にあります、保証会社の保証審査に加え、自行が保有する行内の情報やお客様との面談等により、属性や定性面を加味した、総合的な審査を実施しているという会員でありますとか、最後の3つ目の■にありますように、保証会社の審査の仕組みに関しては、銀行サイドから指示ができる体制を構築し、今後、審査体制の一層の厳格化を検討している。こうした回答も会員からありました。

18ページをご覧ください。ここは、信用保証会社とのコミュニケーションに関する設問であり、自行カードローン業務の代弁率や応諾率の定期的な把握という設問であります。

一番左の円グラフのとおり、申し合わせ前は、定期的な把握を行っていないという会員も数パーセントありましたが、今回のアンケート時点においては、ほぼ全ての会員が実施しているといった状況となっております。検討中としている会員においても、定期的な把握を行っていく予定という回答となっております。

19ページは、自行カードローンの代弁率の推移等を踏まえた、保証審査の審査方針や審査モデル等の見直しに関する状況であります。

一番左の円グラフのとおり、申し合わせの前は、審査方針等の見直しに関して、実施していないという会員が約半数ございましたが、今回のアンケート時点においては、7割近くまでが実施をしているという状況となっております。加えて、約3割が検討を進めているという回答でありました。

一方で、いまだに実施をしていないという会員も、約1割存在することから、こうした審査体制の部分に関する見直しが、今後の課題だと考えております。

20ページは、信用保証会社と定期的に情報交換等の連携を行う枠組みの構築であります。

一番左の円グラフのとおり、申し合わせの前は、保証会社との定期的な連携を行う枠組みを構築していないといった会員が、まだ2割ほどございましたが、今回のアンケート時点においては、ほぼ全ての会員が枠組みを構築したという回答となっております。

1番右の円グラフのところで、未構築1行が目立ってしまいますけれども、この1行の会員に関しましても、年度内に対応する予定と聞いております。保証会社とのコミュニケーションを行っていく体制の構築に関しては、年度内に整うという形になると思います。

21ページは、貸付実施後のフォロー、いわゆる途上与信に関する設問であります。ここでは、貸付実施後の定期的な信用情報機関からの情報取得を通じた、お客様の状況、あるいは信用情報のフォロー、こういったものに関する状況になります。

一番左の円グラフのとおり、申し合わせの前は、定期的な情報を取得しているという回

答は、4割強ということでありましたが、今回のアンケート時点においては、この比率が約6割まで増えております。また、残りの約2割の会員が、対応に向けて、検討中という回答であります。

一方で、まだ行っていないという会員も、約2割存在しておりますことから、こうした定期的な情報取得といった点についても、今後の課題であろうと考えております。

22ページをご覧ください。今回のアンケートで、新たに設問を追加して、会員から確認した、業績評価に関する状況であります。

一番左の円グラフは、銀行としてのカードローンに関する計画を策定しているか、銀行として、マクロの計画を設定しているかという質問であります。これに対しまして、設定しているという会員は、約6割でありました。

真ん中の円グラフは、銀行の業績評価として、支店の評価でカードローンの推進項目を評価するということを行っているかという設問であります。これにつきましては、カードローンの推進を、営業店における評価項目に設定している会員は、約4割でありました。

最後、一番右側の円グラフは、営業担当者の個人の評価におけるカードローンの推進項目評価に関する設問でありまして、営業担当者個人の業績評価の項目に、カードローンの推進を設定している会員が、約3割ございました。

こうした業績評価に関しましては、申し合わせ以降の関係者からの御指摘等を踏まえて、確認をしたところでありますが、下の取り組み事例にも記載しておりますが、例えば3つ目の■にありますように、新規契約者数を目標として、従前は設定し、評価をしていたが、現在は、評価の対象外にするといった取り組みを行う会員も見られます。会員各行において、さまざまな取り組みが行われていると考えます。

なお、計画の設定や業績評価自体は、会員各行の事業を展開する上で、重要なものであると思っております。ただ、大切なことは、お客様のニーズに合った業務運営が徹底される形で、目標が設定されているのかということでありまして、この点につきまして、会員各行において、引き続き、点検が行われるべきであろうと考えております。

23ページは、アンケートの最後ですけれども、会員におけるその他の取り組み事例を、抜粋して記載しております。

主な事例は、表に掲げたとおりであります。例えば配慮に欠けた表示等に関しましては、テレビCMの放送量を制限する、あるいは取りやめるといった会員が多く見られるほか、お客様がよく目にされますウェブサイト等にも、注意喚起の文言を追記するといった取り組みが行われております。

審査体制に関しては、例えば保証会社において、代弁案件を分析し、審査モデルに反映させ、銀行では、銀行取引やメールの到着可否等々、代弁率の関係を分析し、特に代弁率が高いセグメントがないか確認する。そうしたセグメントがあった場合には、審査モデルへの反映を検討する体制を構築するといった、審査の高度化に取り組んでいる会員もあり、さまざまな状況になっております。

そのほか、カードローンを含め、各種ローンに関する相談窓口を既に設置しており、その中で、カードローンの返済に関する問い合わせ、相談に対応しているといった会員も、多く見られたところであります。

今回、実施をいたしました、第2回目のアンケート調査結果については、以上であります。全銀協としては、引き続き、会員行の取り組みを、しっかりと見ていく方針であります。

最後に、3として、今後の全銀協の取り組み等を、簡単に御説明いたします。

○山本座長 岩本委員、議長の立場で、大変心苦しいお願いでございますが、全体の時間がございますので、そろそろ手短におまとめいただければと思います。

○岩本構成員 恐縮でございます。

最後の25ページのところに、今後、予定しております全銀協の取り組み等を記載してございます。具体的には表に掲げているとおりであります。

項目としては、会員行間の環境認識の共有、会員への適時適切な情報発信、会員の取り組みのフォロー、あるいは消費者向けの啓発活動です。

最後に記載してありますのは、カードローンの取り組みにも関係するということで、先ほど金融庁からも御説明がありましたけれども、ギャンブル等依存症対策に関しまして、ギャンブル等依存症を理由とする申告を、貸付自粛の対象とする制度の導入を、現在、検討しているところであります。

本制度の検討に当たっては、さまざまな関係者との連携が必要になりますことから、そうした皆様との連携、共有を引き続き実施しながら、本年内、12月中にも、その制度導入に係る基本方針を決定し、30年度中に制度の開始を目指すことにしております。

ちょっと長くなってしましまして、申しわけございませんが、御報告は以上であります。

○山本座長 どうもありがとうございました。最後のところで、急がせてしましまして、失礼しました。

続きまして、小澤構成員からの資料の御説明をお願いいたします。5分程度をめぐりに、よろしく願いいたします。

○小澤構成員 日本司法書士会連合会副会長の小澤です。よろしく願いいたします。

私どもの意見については、趣旨は2つでございます。

主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に、銀行等のカードローンについても、借入残高が年収の3分の1を超えないようにする旨を明記してほしいという点が1点、もう一つは、貸金業法13条の2等の規制を改正し、銀行等のカードローン貸し付けについて、貸金業者が保証する契約を締結する場合で、これについても、いわゆる総量規制の対象とすべきであるという2点でございます。

理由については、簡単に申し上げますと、前回の懇談会でも指摘されておりますとおり、銀行等が保証会社の審査に依存し、かつ融資限度額管理が十分機能していないということがまずあります。銀行とのカードローン残高は、2012年ぐらいまで、3兆円台だったもの

が、2012年以降は、増加傾向にあり、その後、5兆を超えることになっている現状です。

一方、自然人の破産申し立て件数の増加がございませぬ。司法統計から明らかでございませぬが、平成29年1月から9月までの自然人の破産申し立て件数は、5万471件ということで、前年から5.8%増加しているという現状もあります。

貸金業法改正で、総量規制の上限額が規定された経緯というのは、借り手の年収を基準としての3年間で完済可能な金額ということで、年収の3分の1だったわけがございませぬが、これは、貸し手により返済可能額が変動するわけではございませぬ。

そして、銀行等のカードローンの現状につきましては、今、全銀協さんから、御報告をいただきました。確かに広告の表示については、改善が顕著に見られると思っておりますけれども、審査体制に関しましては、まだまだ多くの会員が変更しているものではないと考えております。

貸し付け時点においては、総量規制の及ばない銀行等が債権者であっても、代位弁済により、総量規制の及ぶ貸金業者が債権者にかわるわけですから、これでは、貸金業法の趣旨がしっかり守られないのではないかとございませぬ。

よって、結論としまして、意見の趣旨のとおり2つを、意見させていただくという次第でございませぬ。

以上でございませぬ。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、竹島構成員からも御意見の発表をお願いいたします。5分程度を目安に、よろしくをお願いいたします。

○竹島構成員 私は、精神保健・自殺対策の立場からの参加でございませぬので、最近、取りまとめました、第2次川崎市自殺対策総合推進計画の案について、簡単に御紹介し、議論につながるものをまとめさせていただきたいと思っております。

川崎市は、自殺対策に関して、条例がございまして、それに基づく推進計画を立てておりまして、今般、30年度から32年度の3年間の推進計画案を立てました。

川崎市の自殺対策につきましては、川崎市が全ての地域住民を対象にする地域包括ケアを推進するという考え方を持っておりませぬので、それと表裏の関係にあるといひませぬか、密接なつながりがある自殺対策という視点を持っておりませぬ。

その中で、きょう、少しだけ御紹介させていただきたいのは、17ページ、18ページでございませぬけれども、私どものところで、自損救急搬送事例調査を行いました。3つの救命救急医療機関に搬送されている患者さんにつきまして、消防局のデータと医療機関のデータをつないで分析をすることをやっているものです。

これは中間報告でございませぬが、18ページの上から3分の1くらいにございませぬとおり、自損事故で搬送される方の中に、経済・生活問題ももちろんございませぬけれども、そのほか、家庭問題とか、さまざまな困難を経験して、そこで救急搬送となっていることが示されております。

それに対する方法といたしましては、多くの自治体でも共通していると思うのですが、救急医または精神科医が、口頭または文書でもって、受療促進を図ることになっております。

それに関しまして、地域レベルでの連携支援を構築する必要がありますし、その中に、経済的な問題とか、生活困窮の問題、さらにさまざまな問題をリンクさせていく必要があるというところがございます。

精神保健の立場から見ると、いかにして、こういった多重債務、もしくは生活困窮の問題、その背景には、ギャンブル依存をはじめ、精神保健の問題を抱えている方が少なくないので、そこに対する連携をどうやって図っていくかということは、重要な課題と考えております。

サンプルの例として、21ページをご覧いただきたいと思いますが、私どもは、このたびの計画の中で「自殺予防プロセス図」を提案させていただきました。しばしば、自殺に向かって進む自発プロセスはあるのですが、自殺予防に向けて具体的にどのようなアクションをとったらいのかということ、示すようなものがあつたほうがいいのではないかと提示させていただいております。

23ページをご覧いただきたいと思いますが、今回の推進計画の中で、7点、重要な課題を挙げさせていただいております。

「自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実」、「ライフステージ別の対策の必要性」、「地域ごとの自殺対策の必要性」、ページが変わりまして、「多様性を尊重し、ともに支え合える組織づくり、地域づくり」、「支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成」、「自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少」、「地域精神医療体制の確保」、これらを挙げさせていただいております。

この2ページだけでも、随分と連携ということが出ておまして、連携ということはいかにしてやっていくのかということになりますと、それぞれのところに会議があるのだけれども、その会議体をコンパクトに、地域の住民、団体の方にも負担にならないように、どういうふうにつなげ合わせるのかというところは、1つの大きな課題ではないだろうかと考えております。

もう一つは、相談支援という窓口は、きょうも御紹介がありましたように、たくさんつくられているのですが、それを利用することに対する戸惑いといいたまいますか、スティグマといいたまいますか、利用するということは、結局は自分が弱い人間であるということ、自分自身が認めている、それを人に向かって示している、あるいはそこを利用すること自体が、人からよく思われないのではないかと、そういう気持ちになるところがあつて、そのスティグマは、いろんな意味での相談アクセスを妨げている場合がありまして、スティグマの減少に関しては、私どもの1つの自治体だけではないし、もう少し広い範囲で、取り組むべき課題ではないかと思っております。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、新里構成員からも、よろしくお願ひいたします。10分程度をめどに、お願ひいたします。

○新里構成員 それでは、私の資料に基づいて、御説明したいと思ひます。銀行カードローン問題ホットラインについてのペーパーでございます。

日弁連では、初めてになりますけれども、全国一斉銀行カードローン問題ホットラインを8月1日に実施しました。どの程度の相談が来るかということがあったのですけれども、351件ということですので、非常に多かったという印象を持っているところでございます。

内容につきましては、資料等で確認していない部分があつて、精度というのは、そういうものであるということで、お考えいただければと思ひます。

2ページ目を見ていただきまして、本人からの相談が67.3%ですけれども、それ以外の家族からの相談は、3割を超えているということで、家族に影響する問題ということがわかつたと思っております。

3ページですけれども、年代、男性、女性を見ると、男性が圧倒的に多かったということでございます。年代的には、60代、70代、80代の人を合わせると、47.2%でございます。年金生活の方の相談が非常に多かった。もう少し若い人の相談が来ると思ひましたけれども、そこは少し意外といひますか、特徴的だつたと思ひています。

次に、職業ですけれども、会社員、年金生活者という、先ほど述べたところにつながつています。

5ページですけれども、銀行カードローンを開始するときの金額が100万を超えている事例が4割を超えていたということでございます。

6ページ目ですけれども、収入証明の提出を受けていない者が53.3%で、借りた時期がいわゆる申し合わせの前か、後かというのは、わかりませんので、そこはまだ分析はできませんが、非常に多いことだつたと思ひます。

借り入れでございますけれども、7ページのところでございますが、年収の3分の1を超えていた案件は、51.9%になっているということです。

そのようなことで、1つ、特徴的なこととして、特記事項として、御説明させていただきますと、口座開設が、住宅ローン等へのいわゆる契約とセットになっているということです。

それから、利用者の方の中には、14%程度の金利が非常に高いという声がありました。グレーゾーン金利ではないのですけれども、グレーゾーン金利ではないのかと、誤解をするほど、14%は、今の金利水準からすると、非常に高いというお声がありました。

繰り返しになりますけれども、家族からの相談が3割ということでしたので、家族に影響する問題であるということです。

最後のところにありますけれども、生活保護の方についても、カードの勧誘で、契約しませんかという勧誘がなされているということで、借り主の属性を見ない貸し付けが、横

行していたのではないかとと思われるところでございます。

資料2でございますけれども、毎回、御報告させていただいておりますが、経年変化での自己破産の件数でございます。小澤委員からもございましたように、去年は、全体で101.2%でしたが、ことしは1月時点で前年比102.6%が9月では前年比105.8%になってきて、だんだん件数がふえてきている印象があって、今、多重債務問題が再燃するのではないかと、危惧しています。

説明は、以上のとおりでございます。

質問の関係からすると、よろしいでしょうか。

ヤミ金事犯の関係で、多重債務者がふえてくると、ヤミ金がばっこするという因果関係があるのではないかと考えていて、この資料自体は、前回の資料と一緒にということでしたけれども、今、わかるだけでいいのですが、例えばことしの状況について、お知らせいただければと思います。

それから、前回もお話させていただいた、口座の凍結の問題でございます。口座というのは、人の生活に必須なものでございまして、口座開設ができないと、生活が成り立たないという問題があって、1回、犯罪利用の疑いだということで、登録された場合についても、そうではないということであれば、いわゆる銀行の判断で、解除ができるのではないかと。

銀行が判断をして、凍結をすとか、しないということは、それが今の運用の建前ではないのかと考えておりますけれども、それについて、銀行の窓口では、1回リストに載ったら、だめですという格好で処理されていて、ここについては、非常に大事な問題なものですから、その見解を少し教えていただきたい。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

御質問に係る部分につきましては、後ほど意見交換の冒頭で、一括して、各担当の方にお答えいただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、構成員からの意見発表を続けさせていただきます。

山下構成員から、5分程度でお願いいたします。

○山下構成員 日本貸金業協会の山下でございます。

私から、2点、申し上げたいと思います。

提出しました資料につきましては、話の流れに沿って、抜粋して、説明をさせていただきますと思います。

第1点目でございますけれども、銀行カードローン問題に対する日本貸金業協会の対応についてであります。

改正貸金業法施行から、今月でちょうど10年になります。改正貸金業法の施行によって、資金需要者の保護が明確に打ち出され、懸案でございました、多重債務者数も、この10年で大幅に減少していることでございます。

一方で、貸金業者の数でございますが、業者の倒産や廃業によって、9月末時点では、1,819社ということで、10年前と比較いたしまして、その数は、約10分の1まで減少しております。

このような貸金業者の減少によって、それまで利用していた貸金業者という資金調達先を失うこととなった、資金需要者の方々が、新たな資金調達先として、銀行カードローンに、その受け皿を求めたということが、銀行カードローンの残高が増加した、そもそもひとつの要因であろうと、推測されるわけでございます。

一方、カードローンにおきましては、貸金業者は、金融機関と提携いたしまして、審査ノウハウや保証機能を提供することによって、銀行貸し出しを補完する役割を担ってきたわけでありまして。

この点を踏まえまして、本年4月に行いました、金融庁と協会との意見交換会の際に、金融庁からは、協会に対し、提携金融機関と審査方針等について協議をするなど、深度あるコミュニケーションに努めるようにと、要請がございました。

協会としましては、資金需要者の利益の保護は、最重要の課題であり、保証業務の節度ある取り組みが重要という判断から、6月には、保証業務を行ってございました大手貸金業者21社に、要請文書を発出するとともに、9月には、理事会の承認を得た上で、当協会員である貸金業者に対して、銀行保証業務に関し、注意文書を発出いたしております。

その内容につきましては、お手元にお配りしました資料で、順序は後先になりますが、後ろから3枚でございます。ここに銀行カードローンの保証業務に関するお願いという文書がついておりますが、このとおりでございます。

加えて、この10月に、今期2度目の金融庁との意見交換会では、大手貸金業者から金融機関との協議の状況について、誠実に対応しているという説明を、金融庁に対して、行ったところでございます。

協会でも、別途、協会員各社から、聞き取り調査を行っております。その1つについて、申し上げますと、資金需要者は、自らの返済能力を大きく超えるような借り入れをすることが、なぜ可能となったのかという点についてでございます。

協会員からは、年収証明の徴収の必要性に加え、JICC、CIC、KSC、いわゆる指定信用情報機関の更なる活用や相互の情報交換のあり方に、検討すべき課題があるのではという意見や指摘が多く聞かれています。この点につきまして、今後も、更に検討を加えていく必要があるのではないかと存じております。

協会といたしましては、今後の進展を注視しつつ、必要であれば、更に対応策を検討してまいりたいと思っている次第でございます。

2点目についてでございますけれども、協会の相談・紛争解決センターに寄せられております内容の中から、依存症対策に関連した貸付自粛制度の運用状況について、御説明をさせていただきたいと思っております。

御承知とは存じますが、貸付自粛とは、債務問題の再発防止を目的に、自らに対する貸

し付けを、原則、自らの申告によって、一定期間停止するという手続で、JICC、CICと当協会が協力しながら、運営をいたしております。

配付させていただいております、資料の5ページでございます。下の表にございますけれども、平成24年度から平成29年度上期までの貸付自粛の取扱実績を記載しておりますが、貸付自粛の登録件数は、お示しのとおり、年々増加し、平成28年度上期には1,000件を超え、さらに増加傾向にあるという非常に残念な状況にあるわけでございます。

8ページの右上のグラフにございますが、当協会では、金銭感覚を見直したい、あるいはギャンブル癖を直したい、家族関係を改善したいという御本人やその御家族を対象として、生活再建支援のカウンセリングを同時並行的に行っております。

具体的事例は、一部ではございますけれども、9ページにお示ししてございます。

先ほど申し上げましたとおり、現在、貸付自粛制度は、原則、自己申告のみに対応しているわけでございます。さまざまな課題があるということは、重々承知はいたしておりますけれども、御家族からの真剣、深刻な御相談が寄せられていることから、貸付自粛制度は、御本人の申告だけに限らず、御家族の方からの申し出にも対処できるような、制度の拡大や見直しを検討していくことも、今後、必要ではないかと思料されるところでございます。

私からは、以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きます、行岡構成員からの資料の御説明をお願いいたします。5分程度でお願いいたします。

○行岡構成員 グリーンコープの行岡でございます。

私からは、行岡構成員提出資料を出させていただきました。

資料の内容は、平成20年度より福岡県との共同事業で進めてきた多重債務者生活再生相談窓口を、今年度いっぱい終了したいとの通知が届いた件です。

福岡県のご意向としては、1つ目に多重債務問題が減少していること、2つ目に消費生活センターの全県的配置が終了し、そこで対応可能であること、3つ目に家計相談支援事業が始まり多重債務相談と重なることなどが言われております。

私どもの状況認識として、多重債務問題は増加傾向にあること、2つ目に市町村の窓口での多重債務相談では不十分なものが残るため、自治体要請の今年度の出張相談会は昨年よりも増加していること、3つ目に県内の40%の自治体は、家計相談支援事業を実施していないこと、4つ目に信用事故情報機関中に貸し付けに対応できる機関はほかにないことなどから、ただ今、事業の継続をお願いしているところでございます。

福岡県の終了通知につきましては、福岡県弁護士会や消費者支援機構福岡、クレサラ被害をなくす会などからも、意見書が届けられています。御紹介しておりますので、後ほどお読みいただければと思います。ただ、資料の中のデータについては、この場で少し御紹介をさせていただきたいと思っております。

8 ページをご覧ください。ここでは暦年のデータと比較して、福岡の実績を掲載しております。

(1) の総相談数では、平成29年度の総相談予測は2,400件で、平成20年度、平成24年度に次いで、高い相談件数になりそうで、前年比137%となっています。

(3) の法律相談数では、平成29年度、債務整理が必要で法律専門家につないだ件数が推計310件となります。平成24年度以降最高の数字となっています。前年と比較すると113.5%になります。

(4) の債務整理内訳の自己破産割合は、平成29年度が過去最高の割合で43.9%を占めます。

9 ページでは、(8) の出張相談会で、協力自治体は31自治体で平成29年度は10月まで、既に昨年を上回る74回の出張相談会を開催し、相談数も2倍近くになります。市町村部のところへの出張相談会です。

収束しつつあるかに見えていた多重債務問題は、気を許すことができない状況であることを再確認できるように、今後も進めていっていただきたいと思います。

私からは、以上です。どうもありがとうございました。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降、フリーディスカッションという形で、意見交換を始めてまいりたいと思いますが、最初に、先ほど新里委員から、警察庁に御質問が出されていたと思いますが、口座凍結につきましては、前回もやりとりがあり、銀行の判断でできるというお答えがあったと思いますが、そのあたりも含めて、お答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○津田生活経済対策管理官 御質問を2ついただいたと思います。

1つ目のヤミ金事犯の状況でございますが、資料2には記載しておったのですが、先ほど省略させていただいたところでございます。

検挙人員、件数を見ていただきますと、無登録・高金利事犯検挙事件数自体は、減っているところでございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、新手というか、いろんな形態の事件が出てきておりまして、実際のところ、我々としては、ヤミ金が減っているとか、そういうことは言いづらいと思っているところでございます。いずれにしましても、警察としましては、あらゆる機会を通じて、検挙に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の口座凍結に関します、警察庁の見解という御質問でございますが、お答えはいつもしておりますけれども、都道府県警察におきましては、振り込め詐欺、ヤミ金事犯等に利用された方の口座については、迅速に口座凍結依頼をしておりますし、また、これらの名義人情報を警察庁で集約して、名義人が新規の口座を開設できないように、凍結口座名義人リストを作成し、これを全国銀行協会等の金融団体等に営業をしているところでございます。

これにつきましては、基本的に、凍結するかどうかは、金融機関の判断においてされていると理解しておりますけれども、リストに掲載されるもととなっている名義人の口座は、我々の捜査などによって、犯罪に加担していない、関係のない口座と判明すれば、速やかにリストからの削除を行っているということでございますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他の御意見、御質問をお持ちの構成員もいらっしゃると思いますので、御発言をいただければと思います。まだ御意見の発表の機会のない委員など、ぜひこの機会に、御発言をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

重川委員、お願いいたします。

○重川構成員 重川と申します。

まず1点目ですが、先ほど行岡委員からもお話があったのですが、生活相談と貸し付け事業のセットの件で、お話をしたいと思います。

私は、この間、日本生協連が行っております、生活相談と貸し付け事業の検討推進に少しかかわっております。2013年にみやぎ生協で開始した事業について、以前にも、この会で少し御紹介をしたことがあるのですが、それ以降も、継続的にときどきお話を伺っています。家庭相談のみで利用可能できるような仕組みにはなっておりますけれども、家計相談のみで利用する方は少なく、結局、貸し付けがあるからやってくるという状況になっております。

先ほど竹島委員からもお話がありましたけれども、相談に来るとするのはハードルが高くて、本当にぎりぎりのところで、貸し付けがあるのだったらちょっと行ってみようかということで、御相談にいらっしゃる方もいると思いますので、相談だけではなくて、貸し付けをセットにしていることの意味があると、実際の相談を見て感じております。

あと、みやぎ生協でスタートして、日本生協連はいろんな生協に広がるようにということで、基本システムの開発とか、それを無償提供をするなどバックアップをして、実際に新たに始めたところもあるようなのですが、興味、関心を示されても、それぞれ具体的なところは生協によって違うのだと思いますが、貸し倒れリスクがあるとか、あるいはこの事業単体としては、もともと困窮者に対するプロジェクトですので、収支均衡の見通しが難しいということで広がっていかないということがあると思います。

相談者の状況によって、積極的に貸すわけではなくて、公的な支援が使えれば、そちらを誘導していらっしゃると思いますし、あと、先ほどの御報告の中でもありましたけれども、自治体からの紹介で、税金滞納等で困っている方に対しての相談を受けてほしいとのことで、相談が回ってくるケースも少なくないという話を伺っております。かなり公益性が高い事業ではないかと考えております。

相談を受けて、実際に貸せる方の返せる見込みがある方に貸しますので、そうすると、

貸せる方が多くなくて、そこで、事業を運用しようとしめすと、ある程度の金利を設定しなければならないということになります。あと、実際に貸す方は、生協の場合だと、組合員になりますので、その方々が出資したお金の中で運営をすることになりますと、非常に負担が大きいことになってきます。先ほどの家計相談支援に関して、広がっていかないという話がありましたし、行政との連携という話で、事業と委託があれば、それをまかなうことができますので、先ほどの厚労省の方のお話の中でも、今後、家計相談支援の検討が進むということですので、ぜひとも広がっていくことを検討していただければと思っております。

2点目ですが、少し前には奨学金の話があって、今回は奨学金の話は上がっていませんでしたが、地方創生枠の奨学金に関して入学前に貸与可能と、少し前に報道されていたと思います。実際に相談事例の話を伺っておりますが、入学金が用意できなくて、つなぎでお金を借りているようなケースの方もいらっしゃるという話ですので、今回の場合には、地方創生枠ということで、かなり限定的な対象になっております。審査等いろいろ難しいのかもしれませんが、全体的に入学増額といった仕組みがあったと思いますので、そういう仕組みに関して、もう少し前倒しで、貸与が可能にならないかということ、検討いただければと思います。

最後ですが、今回、銀行カードローンのことがテーマになっているのですが、私は、家計を専門にしているのですが、以前から家計データを見ておきますと、住宅ローンの返済割合、負債残高の年収に対する比率は、どんどん上がってきております。

例えば1980年代ですと、30代で1.4倍、40代で1倍ぐらいだったものが、バブルのちょっと後の94年で、30代では2.1倍、40代では1.26倍です。このデータは、全国実態調査のデータで見たものですが、2014年で見ますと、30代で3.38倍、40代だと2.35倍ということで、どんどん上がってきております。

住宅ローンの場合には担保があるので、見えづらいのかもしれないのですが、銀行カードローンやその他のローンを含めて、ベースになる大きい金額を借りています。御本人の希望で先に売ってしまうとわからないのですが、返済が遅れたりということですか、あるいは銀行の貸し出し側からこれ以上は待てないということが果たして起こっていないのか。所得がどんどん上がってくれば対応は可能だと思うのですが、年齢別で見ますと比較的若い層の賃金カーブが緩くなってきておりますので、予測したほど収入が上がらないと返済が難しくなるということも起こっているのではないかと思います。その辺、もし実態等で、何かわかるようなことがあれば、教えていただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

基本的に御意見が多かったと思いますが、一部、今の最後の点で、御質問の名宛人はどちらになりますでしょうか。

○重川構成員 家計から見ますと、住宅ローンの負担率が高まってきているのですけれど

も、そのことで、実際に問題状況が起こるような兆候が見えていないかということです。

○山本座長 どちらかで、お答えできるお役所はございますか。それとも、そういう疑問が投げかけられたということで、とりあえず受けとめるということになりますか。

それでは、今後の参考にさせていただきます。

ほかに御意見、御質問はございますか。渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊構成員 渡邊と申します。

先ほどギャンブル依存症等の対策の動向をお話しいただきましたけれども、一次的に消費者相談窓口で御相談を受け付けるようにということで、そのための知識、スキル等の研修をしていただけるということで、実際に、今年度から、研修は行われております。消費生活センターで、幅広く相談を受けることについては、私どもも、御協力できることはしたいと思っております。

専門家ではございませんし、簡単に解決できる問題ではないわけですし、それを窓口で一時的に受け付けた後、どのようにつないでいくか、どういう形で解決を要しているのかという全体的なスキームというか、そういうものの中で、センターを一次窓口として位置づけていただきたいと思います。

せっかく受けても、それが生きていかないと、全くうやむやになってしまって、実際ギャンブルの依存症の相談というのは、かなりのケースがあるのですけれども、大変難しく効果的に解決をするという方法を知りません。公的機関の関連窓口を一応御紹介しておりますが、その後、どのようになっていったのかというところも、追跡もしておりません。今回は、そういうことのスキームを、全て含めた形での御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御発言はございますか。杉浦委員の次に、新里委員にお願いします。

まず、杉浦委員、お願いいたします。

○杉浦構成員 意見なのか、疑問なのか微妙なところなのですが、きょうのお話を伺って、私は、前回のときに、銀行のカードローンの問題の話をしたしましたが、この懇談会でカードローンの問題をクローズアップされて、結果的に、いろんな対策を金融庁もそうですし、業界でとっていただいたことは、よかったと思っています。

しかし、考えてみると、金融庁が動いた途端、新規融資をやめたり、残高を押さえたりするということで、それは、そもそも法治国家としてどうなのかという感じがしないわけでもなく、当局がにらみをきかせたら、やめるという話は、制度上もどうなのかと思います。

現状の状況だけを改めて小澤委員や新里委員の資料を拝見し、そのうえで、昨今、金融庁で、どちらかというところ、今後、量ベースではなくて、機能ベースの規制を検討したいという方向づけが出てこられたところを考えると、貸金を業とする業界全体に総量規制的なものの導入を行うことも、やむを得ないというのも、1つの考え方として捉えざるを得な

いと思いました。

あと、もう一つの点ですが、きょう、できれば、何かの数値が出せればと思って、いろいろ調べてみたのですけれども、調べられなくて、困っていることが1つありまして、それは、地方銀行さんの今回のカードローンにおいて、特に地銀さんが、裸で貸している分、つまり信用保証会社とか、そういうところに全額で保証してもらっているわけではなくて、幾ばくかは、自分の与信でやっている部分があると聞いていて、それが何兆円分かというのは、まだ私もつかめてはいません。

この問題を注視し、貸金業法改正のときの状況と、若干同じようにして考えてみると、あのときは、たしか29%ぐらいを金利の平均値でとってやったときに、債務者がだめになる平均が大体3年という感じと記憶しているところです。それをベースにして、今回のケースに当てはめると、金利が下がっているという状況から考えると、5年ぐらいで、この問題が深刻化します。

既に数字上、発表されている分だけの貸し出しは、今回も行われていて、今後は、健全な形で行われるにしても、言い方がよくないのかもしれませんが、これまで不適切に行われた融資があったとしたら、その分の不良債権化がいつ発生するのかというところが、1つの懸念だと考えております。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、新里委員から、お願いいたします。

○新里構成員 時間のないところで、ありがとうございます。

資料の1枚目は、多重債務者が9万人となっていて、多重債務問題が沈静化し、安心できるようになっていっているのですけれども、私は、もう少し、多重債務問題の現状を共有すべきではないのかということ、申し上げたいと思います。

カードのローンのところとか、ヤミ金のところは、前回のデータの関連を含めると、442から528件にふえていることからすると、大変増加していると、見ざるを得ないということもあって、きちっと対策をとっていかないと、警察庁はきちんとやっていらっしゃるとしても、気を緩めてはいけないのではないかと。

そういう意味では、この懇談会でも、危機感がないとは言いませんけれども、多重債務問題が再燃しそうだということは、共有しながら進めていければということで、感想めいたことですが、意見を言わせていただきました。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、まだまだ御発言を御希望の方がいらっしゃると思いますが、時間がきておりますので、これをもって、本日の討議は、終了させていただきたいと思います。

皆様からいただきました御意見につきましては、関係省庁等において、御活用いただければと存じます。

本日の議事は以上でございます。

事務局から、何か連絡事項はありますでしょうか。

○河内消費者政策課長 山本座長、構成員の皆様、本日は、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

次回の開催につきましては、来年の春ごろになるかと存じますが、別途、調整の上、事務局から御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本座長 それでは、これをもちまして、第10回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を終了させていただきます。本日は、まことにありがとうございました。